

## 西京極総合運動公園誘導サイン整備業務プロポーザル実施要項

京都市文化市民局  
市民スポーツ振興室

西京極総合運動公園誘導サイン整備業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するに当たり、当該業務の品質を確保し、効果的に実現するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画競争を行う。

### 1 業務の内容

(1) 件名

西京極総合運動公園誘導サイン整備業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容、履行期間等

別に定める「西京極総合運動公園誘導サイン整備業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

### 2 契約上限額

金 23, 500 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、全て又は一部を問わず、前金払は行わない。

### 3 プロポーザルの参加資格

参加申請書等を提出する日から受託候補者として決定する日までに次の(1)～(7)の要件のいずれかに該当する場合は、受託候補者の選定に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は同条第2項各号に該当する者

(2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに同条第5号に規定する暴力団密接関係者

※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合がある。

(3) 法人又はその代表者が次に掲げる税等を滞納している者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

(5) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条もしくは第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

(6) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けている者

- (7) 令和8年度京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者

また、受託候補者として指名することができる者は、参加申請書等を提出する日から受託候補者として決定する日までに次の(8)~(11)の要件を全て満たす者とする。

- (8) 元請（代表事業者）として、次の要件を満たす業務を履行した実績があること。

本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する設計又は施工業務

- (9) 統括責任者として、次のア~ウの要件を全て満たす者を配置し得ること。

ア 自社において、直接雇用していること。

イ 本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する設計又は施工業務について実務経験を有すること。

ウ 本業務委託において、全体の進捗管理、取りまとめ等を行うことができること。

- (10) 技術者として、次のア~ウの要件を全て満たす者を配置し得ること。

ア 自社において、直接雇用していること。

イ 本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する業務（計画や施工等、業務内容によらない。）について実務経験を有すること。

ウ 本調査業務において、技術的管理を行うことができること。

- (11) デザインの専門的見地から意匠の妥当性や統一性、品質確保の観点について助言、監修を行う「デザイン監修者」を別の事業者等から指名し、提案すること。

なお、デザイン監修者の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 「西京極総合運動公園サイン整備基本計画」（2025年度版）中、「6. サインデザインチェックシステム」に基づき、デザインの専門的見地から意匠の妥当性や統一性、品質確保の観点に基づく助言及び監修を行うこと。

イ 次の要件を満たす業務を履行した実績があること。

(ア) 本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する意匠図制作を伴う企画立案業務

ウ 次の(ア)~(イ)の要件を全て満たす者を技術者として配置し得ること。

(ア) 本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する意匠図制作を伴う企画立案業務について実務経験を有すること。

(イ) デザイン監修業務において、技術的管理を行うことができること。

エ 本プロポーザルの参加者は、デザイン監修者の指名に当たり、指名する事業者を含む共同事業体等を必ずしも組成する必要はないが、本業務の契約上限額にはデザイン監修に係る費用も含むものとし、受託者の責において、デザイン監修者に対し、必要な契約手続きや支払いを行うこと。

## 4 応募手続等

- (1) 提出書類

次のア~カに掲げる書類を後記「9 問合せ先及び提出先」に提出すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

※ 前項の(8)中「本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設における**サイン整備に関連する設計又は施工**業務」及び(11)中「本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設における**サイン整備に関連する意匠図制作を伴う企画立案**業務」の両方について作成すること。

ウ 配置技術者調書（第3号様式①、②、③）

※ 前項(9)の統括責任者、(10)の技術者、(11)のデザイン監修者それぞれについて作成すること。

エ 技術提案書（様式自由）

次の(ア)、(イ)、(ウ)①、(ウ)②について、それぞれA4版の両面2枚以内で作成すること。ただし、表紙についてはページ数に含めない。

(ア) 実施方針

仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や調査方法等を的確に示すこと。

(イ) 実施体制及び実施フロー等

提案内容において、再委託等による技術協力等を受けることを想定している場合は、業務の実施体制図にその旨と相手方を明記すること。

また、実施フローは業務の全体像がイメージできるように記載すること。

(ウ) 提案項目

以下の提案を行うこと。

- ① 10年以上使用できるサインとして、耐久性やネーミングライツ等による施設名称の更新のしやすさを有し、かつ、コストを抑えられるような工夫
- ② 令和8年度整備の対象外のサインについては、現在検討中の西京極総合運動公園の再整備時に整備予定だが、当該整備時に課題となる可能性がある事項及びその対応方法。特に、西京極総合運動公園サイン整備基本計画（2025年度版）におけるサインデザインチェックシステムに基づき、本業務の整備で得られた成果・知見や検証結果を公園全体へと反映させるための手法

オ 見積書（第4号様式）、経費内訳書（様式自由）

仕様書に基づき本業務の見積書を作成のうえ、提出すること。

カ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則に係る要綱 様式第1号）

(2) 提出部数

ア 4(1)ア～カの電子データを収めたCDまたはDVD：1部

イ 4(1)エ 技術提案書：紙媒体5部

(3) 提出期限

令和8年6月10日（水）午後4時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送することとする。これら以外の方法（FAX、Eメール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は期間内の必着とし、必ず電話等により到達確認を行うこと。

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は企画提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 本市の示す仕様書の転用及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

エ A4版の両面（縦横は問わない。）とすること。ただし、図面等について、A3版の用紙をA4版に折り込むことは可能とする。

(6) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 提案された内容等について、問合せや追加資料の提出を求められることがある。この場合において提出された資料は提案資料として取扱う。

ウ 失格事項

参加申請書、企画提案書等が次の(ア)～(オ)に該当する場合は、失格となる時がある。

また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

(ア) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 本市が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、全て返却しない。

## 5 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)～(3)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には一切応じない。

(1) 質問期限

令和8年6月3日（水）午後4時（必着） ※期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

後記「9 問合せ先及び提出先」にEメールで問い合わせること（様式は任意）。面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたいうえで、令和8年6月5日（金）午後4時までに本市ウェブページに質問及び回答を掲載する。

## 6 受託候補者の選定に関する審査

提出された書類について、別紙1「西京極総合運動公園誘導サイン整備業務 受託候補

者評価要領」に基づき、西京極総合運動公園誘導サイン整備業務受託候補者選定委員会により評価する。

ただし、提出状況に応じ、ヒアリングを実施することもある。

なお、この要項に規定する提出書類（追加提出を求め、提出された資料を含む。）に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、本市から補足、修正等の連絡は行わないこととし、所定の期間内に適正に提出された書類に対してのみ評価を実施するものとする。

## 7 受託者の決定

### (1) 審査結果の通知

審査結果は、メールにより令和8年6月下旬に通知する。また、結果については、本市ウェブページで公開する。

### (2) 受託者の決定

受託候補者と仕様等の契約内容について協議、調整し、合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意に至らなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

## 8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、**別紙2**「委託契約書（案）」及び以下を基本とする。

### (1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

### (2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了するものとする。

## 9 問合せ先及び提出先

### (1) 住所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

### (2) 担当部署及び担当者

京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当 野中、西田）

### (3) 連絡先

#### ア 電話

075-222-3135（平日9時00分～17時00分）

#### イ Eメール

sports@city.kyoto.lg.jp

**西京極総合運動公園誘導サイン整備業務委託  
受託候補者評価要領**

**1 目的**

本要領は、企画提案に係る提出書類等の評価基準及び評価点を定めるものである。

**2 評価項目・基準**

(1) 業務実績等（第2号様式）

ア 提案事業者における業務履行実績

本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する設計又は施工業務を元請として受注したもののうち、履行完了した件数

計算方法（配点：3点）			
採点基準	A：該当業務の履行完了 件数が3件以上	B：該当業務の履行完了 件数が2件	C：該当業務の履行完了 件数が1件
点数	3点	2点	1点

※ 0件の場合は、資格要件を満たしていないため**失格**

イ デザイン監修者における業務履行実績

本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する意匠図制作を伴う計画策定業務を元請として受注したもののうち、履行完了した件数

計算方法（配点：3点）			
採点基準	A：該当業務の履行完了 件数が3件以上	B：該当業務の履行完了 件数が2件	C：該当業務の履行完了 件数が1件
点数	3点	2点	1点

※ 0件の場合は、資格要件を満たしていないため**失格**

ウ 統括責任者（第3号様式①）

(7) 業務履行実績

本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する設計又は施工業務の履行実績件数について評価する。

計算方法（配点：7点）			
採点基準	: 該当業務の履行完了件 数が3件以上	B：該当業務の履行完了 件数が2件	C：該当業務の履行完了 件数が1件
点数	7点	5点	2点

※ 0件の場合は、資格要件を満たしていないため**失格**

(i) 役割

2(1)ウ(7)に掲げる業務における役割のうち、統括責任者としての履行実績件数について評価する。

計算方法（配点：2点）		
採点基準	A：統括責任者実績「1件以上」	B：統括責任者実績なし
点数	2点	0点

エ 技術者（第3号様式②）

(7) 業務履行実績

本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する業務の履行件数について評価する。

計算方法（配点：7点）			
採点基準	： 該当業務の履行完了件数が3件以上	<b>B</b> ： 該当業務の履行完了件数が2件	<b>C</b> ： 該当業務の履行完了件数が1件
点数	7点	5点	2点

※ 0件の場合は、資格要件を満たしていないため**失格**

オ デザイン監修技術者（第3号様式③）

(7) 業務履行実績

本市、国又はその他の地方公共団体の公共施設におけるサイン整備に関連する意匠図制作を伴う計画策定業務の履行件数について評価する。

計算方法（配点：7点）			
採点基準	： 該当業務の履行完了件数が3件以上	<b>B</b> ： 該当業務の履行完了件数が2件	<b>C</b> ： 該当業務の履行完了件数が1件
点数	7点	5点	2点

※ 0件の場合は、資格要件を満たしていないため**失格**

(4) 役割

2(1)オ(7)に掲げる業務における役割のうち、統括責任者としての履行実績件数について評価する。

計算方法（配点：2点）		
採点基準	<b>A</b> ： 統括責任者実績「1件以上」	<b>B</b> ： 統括責任者実績なし
点数	2点	0点

(2) 本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地

提案事業者の本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地について、以下のとおり評価する。

計算方法（配点：4点）			
採点基準	<b>A</b> ： 京都府内に本社、本店、支社、支店、営業所等がある場合	<b>B</b> ： 京都府を除く関西圏（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）内に本社、本店、支社、支店、営業所等がある場合	<b>C</b> ： <b>A</b> 及び <b>B</b> に該当しない場合
点数	4点	2点	0点

(3) 技術提案書

ア 実施方針等

(7) 実施方針、進め方等の的確性・実現性

仕様書を的確に踏まえ、実現可能な範囲内で提案がされているか。

- (f) 実施体制及び実施フローの的確性・実現性  
実施体制や実施フローが具体的で実現性があるか。
- (g) 事業への理解・知識  
事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。

イ 提案項目①

- ① 10年以上使用できるサインとして、耐久性やネーミングライツ名称更新のしやすさを有し、かつ、コストを抑えられるような工夫
- (f) 提案内容の的確性  
耐久性やコストを抑える工夫についてデータ等に基づく、論理的な説明がなされているか。
- (g) 提案内容の実現性  
提案事業者の同種・類似業務に関する知見を反映した具体的な提案内容となっているか。
- (h) 提案内容の独創性  
提案事業者のノウハウ等が反映されたものとなっているか。

ウ 提案項目②

- ② 現在検討している西京極総合運動公園再整備を見据えた、今後のサイン整備に係る課題及び対応方法
- (f) 提案内容の的確性  
サイン整備計画及び公園再整備の検討を踏まえたうえで、データ等に基づく、論理的な説明がなされているか。
- (g) 提案内容の実現性  
提案事業者の同種・類似業務に関する知見を反映した具体的な提案内容となっているか。
- (h) 提案内容の独創性  
提案事業者のノウハウ等が反映されたものとなっているか。

◎ 2(3)ア～ウ各項目において共通

計算方法（配点：5点）						
採点基準	A：非常に優れている。	B：優れている。	C：概ね妥当である。	D：不十分な点がある。	E：評価すべき点がほとんどない。	F：評価すべき点が全くない。
点数	5点	4点	3点	2点	1点	0点

(4) 見積金額（該当書類：第4号様式）

西京極総合運動公園誘導サイン整備業務に係る見積金額

計算方法（配点：10点）					
採点基準	A	B	C	D	E
点数	10点	8点	6点	4点	2点

※ 以下の5段階で評価する。（予定価格を超えるものは**失格**）

A	= 最低価格以上、(最低価格 + (委託金額の上限額 - 最低価格) × 1/5) 未満
B	= (最低価格 + (委託金額の上限額 - 最低価格) × 1/5) 以上、 (最低価格 + (委託金額の上限額 - 最低価格) × 2/5) 未満
C	= (最低価格 + (委託金額の上限額 - 最低価格) × 2/5) 以上、 (最低価格 + (委託金額の上限額 - 最低価格) × 3/5) 未満
D	= (最低価格 + (委託金額の上限額 - 最低価格) × 3/5) 以上、 (最低価格 + (委託金額の上限額 - 最低価格) × 4/5) 未満
E	= (最低価格 + (委託金額の上限額 - 最低価格) × 4/5) 以上、予定価格以下

### 3 評価点

- (1) 委員は、2の各項目について評価を行い、評価点を算出する。
- (2) 委員がそれぞれ算出した評価点の平均を小数点第二位において四捨五入したものを最終評価点とする。
- (3) 最終評価点が4.5点以上（満点の1/2以上）を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者とする（本プロポーザルは1者のみの応募でも成立することとするが、その場合でも最終評価点が4.5点以上となることを条件とする。）。

参考 評価項目・基準表

評価項目	評価事項		(内訳)	配点
業務実績等	代表事業者における業務履行実績		—	3点
	デザイン監修者における業務履行実績		—	3点
	統括責任者	業務履行実績	(7点)	9点
		役割	(2点)	
	技術者	業務履行実績	—	7点
	デザイン監修技術者	業務履行実績	(7点)	9点
役割		(2点)		
業務実施体制	本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地		—	4点
小計			—	<u>35点</u>
実施方針等	実施方針、進め方等の的確性・実現性		(5点)	15点
	実施体制及び実施フローの的確性・実現性		(5点)	
	事業への理解・知識		(5点)	
提案項目	<b>提案項目①</b> 10年以上使用できるサインとして、耐久性やネーミングライツ名称更新のしやすさを有し、かつ、コストを抑えられるような工夫	的確性	(5点)	15点
		実現性	(5点)	
		独創性	(5点)	
	<b>提案項目②</b> 現在検討している西京極総合運動公園再整備を見据えた、今後のサイン整備に係る対応方法	的確性	(5点)	15点
		実現性	(5点)	
		独創性	(5点)	
小計			—	<u>45点</u>
見積金額	西京極総合運動公園誘導サイン整備業務		—	<u>10点</u>
合計			—	<u>90点</u>

契約番号 \_\_\_\_\_

# 委 託 契 約 書

1 委託業務等名 西京極総合運動公園誘導サイン整備業務

2 委託料 \_\_\_\_\_ 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円

3 履行期間 令和8年 月 日から  
令和9年 3月 26日まで

4 契約保証金 免除

発注者及び受注者は、上記事項及び約款のとおり契約を締結する。この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、発注者及び受注者が地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

契約締結年月日 年 月 日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

発注者 京 都 市

代表者 京都市長 松 井 孝 治 印 ※

住 所

受注者 商号又は名称

代表者名 印 ※

※ 電磁的記録により締結する場合は、電子署名をもって「印」に替える。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、表記記載の業務の委託契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面その他の関係図書（別に発注者が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約の履行に関し発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関し発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の履行)

第2条 受注者は、表記の契約金額をもって、表記の履行期間について、表記の委託業務等を誠実に遂行しなければならない。

(委託業務の中止等)

第3条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務等の中止、委託業務等の内容の変更又は履行期間の伸縮を行うことができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に対して契約の解除を求めることができる。

(検査の実施)

第4条 発注者は、この契約による委託業務等の遂行に関し、検査を行うことができる。

- 2 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 受注者は、第1項に規定する検査に合格しないときは、当該委託業務等を中止し、又は業務の改善を行わなければならない。この場合において、これに要した費用は、受注者の負担とする。
- 4 前3項の規定は、前項の規定により委託業務等を改善する場合について準用する。

(契約金額の減額)

第5条 発注者は、前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行った結果、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ業務等の継続に支障がないと認めるときは、契約金額から相当額を減額のうえ、これを不合格としないことがある。

(遅延損害金)

第6条 受注者は、自己の責めに基づく理由により委託業務等を中止し、又は中断するときは、遅延損害金として、業務を行わなかった日又は遅延日数のいずれか多い日1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を発注者に納付しなければならない。ただし、既に一部の委託業務等を履行しているときは、その部分に相当する金額を控除して算出した金額とする。

- 2 前項の日数の計算に当たっては、第4条第1項の規定による検査に要した日数は、算入しない。
- 3 第5条の規定により減額された場合における遅延損害金の計算は、同条の規定により減額された後の金額によるものとする。

(損害の負担)

第7条 この契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
  - (2) 正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
  - (3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
  - (4) 委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく発注者の指示に従わなかったとき。
  - (5) 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約の解除があったときは、発注者にその損失の補償を求めることができない。
  - 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、総価契約にあっては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあっては契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の範囲内で違約金として受注者に請求することができる。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
    - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
    - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
    - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第10条 発注者は、第8条第1項各号に掲げる場合のほか、委託業務等の履行期間が終了するまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

- 2 第8条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(義務の履行の委託の禁止等)

第11条 受注者は、発注者の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(契約金額の支払)

第12条 発注者は、委託業務等の終了の後、受注者からの適法な支払請求書を受領したときは、30日以内に受注者に当該請求金額を支払わなければならない。

- 2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(物件の調達等に関する禁止事項)

第13条 受注者は、この契約に係る競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（受注者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。ただし、受注者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部の提供を受ける必要があるため、あらかじめ文書による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第14条 この契約に関し、発注者と受注者との間で紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、協議のうえ第三者を調停人に選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者及び受注者がそれぞれ負担する。

(個人情報の取扱い)

第15条 受注者は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(電磁的記録による契約締結に係る契約成立日の特約)

第16条 本契約を契約の内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）により締結する場合で、発注者及び受注者が電子署名を行った日と、本電磁的記録に記載の契約締結年月日が異なる場合は、本電磁的記録に記載する契約締結年月日に契約を締結したものとみなす。

(電磁的記録による契約締結に係る読み替え)

第17条 本契約を電磁的記録により締結する場合は、次の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第1条、第18条	契約書	契約書又は契約の内容を記録した電磁的記録
第1条	文書	文書又は電磁的記録

(補則)

第18条 この契約書に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。

## 特記事項

(受注者の談合等の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について受注者（受注者が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき。

(3) 刑法第198条の罪について受注者に対する有罪の判決が確定したとき。

2 発注者の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の発注者が契約を解除する場合（受注者の履行が完了するまでに発注者の都合により解除する場合を除く。）の措置に係る本則の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(受注者の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、この契約の履行期間中において、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(3) 受注者が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当介入の場合の報告書の提出等)

第4条 受注者は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）があったときは、これを拒否するとともに、速やかに市長及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。

2 受注者は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに市長に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。

3 発注者及び受注者は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

(消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更)

第5条 消費税法の改正等によって消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。